

# 民 生 費

- ・社会福祉費
- ・児童福祉費



# 社会福祉総務費

## 福祉課

### 1. 社会福祉事業

#### (1) 生活保護の状況

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
被保護世帯数	49	51	62	70	70	72	75	71	72	65	61	59
被保護人員	92	91	112	118	112	115	120	114	110	104	91	89
保護率(%)	6.1	6.0	7.4	7.8	7.5	7.7	8.0	7.6	7.3	6.8	5.9	5.7

#### (2) 助成金・貸付金

##### ①くらしの資金貸付((福)大山崎町社会福祉協議会に業務を委託)

生活不安定な世帯に対し、くらしのための緊急に必要な資金を貸し付ける事業。

貸付金 0 円

#### (3) 福祉団体等支援

各種福祉団体に対して補助金を交付した。

[社会福祉協議会] 補助金 18,043,821 円

[三つ和母子会] 補助金 95,000 円

[遺族会] 補助金 108,000 円

#### (4) 民生児童委員活動

##### ①活動補助金

大山崎町民生児童委員協議会(民生児童委員31人、主任児童委員2人で組織)が行う地域福祉活動事業等に対し、補助金を交付した。 補助金 3,818,000 円

##### ②定例会等開催状況

三役会、役員会、定例会 各12回

#### (5) 団体事務支援

##### ①戦没者追悼式(5月24日、大山崎ふるさとセンター)

遺族会が主催する戦没者追悼式に対して補助金を交付した。

補助金 270,000 円

#### (6) 権利擁護

##### ①成年後見制度親族調査

町長申立てを行うため親族調査を行った。

件数 0 件 委託料 0 円

②成年後見制度町長申立て

本人や親族による申立てができない場合に、町長が家庭裁判所に申立てを行い、その費用を助成した。 件数 0 件 助成額 0 円

③成年後見人等報酬助成

成年後見人等に対して報酬助成を行った。 件数 3 件 扶助費 645,430 円

(7) 指定管理

福祉センターの指定管理を行った。 委託料 3,696,000 円

(8) 施設改修工事

福祉センター・老人福祉センターに係る給湯設備について、改修工事を実施した。

業務委託名	契約種別	金額(円)	業務委託期間	業務委託内容
福祉センター・老人福祉センター給湯設備改修工事	指名競争入札	22,437,000	平成30年11月15日～ 平成31年3月31日	ボイラー、加圧ポンプ、ろ過装置の更新及び配管の修繕

(9) 第2期大山崎町地域福祉計画の推進

計画の進捗状況の確認と今後の計画推進方策について話し合うため、会議を開催した(3月19日)。 報償費 64,000 円

(10) 災害見舞金の給付

大山崎町災害見舞金等給付規則に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を給付する事業を行った。 災害見舞金 1 件 扶助費 100,000 円  
災害弔慰金 0 件 扶助費 0 円

(11) 行旅死亡人等取扱事務

行旅病人及行旅死亡人取扱法(以下「行旅死亡法」という。)に基づき、身元不明の死亡人について、葬祭と官報への公告を行った。  
墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」という。)に基づき、身元は判明しているが引取者のいない死亡人について葬祭を行った。

行旅死亡法 0 件 手数料 0 円  
墓地埋葬法 1 件 手数料 274,420 円

## 2. 福祉医療事業

### (1) 福祉医療

(平成31年3月31日現在 単位:人、円)

①重度心身障害児者、ひとり親家庭児童及びその親に医療費の自己負担分の助成を行った。

制 度	受給者数	医 療 費
重 度 心 身 障 害	124	22,202,397
ひ と り 親	308	11,413,584
合 計	432	33,615,981

②重度心身障害老人健康管理事業

後期高齢者医療保険の被保険者である重度心身障害老人に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療費一部負担金に相当する額を給付した。

(平成31年3月31日現在 単位:人、円)

制 度	受給者数	医 療 費
重度心身障害老人健康管理事業	175	14,823,489

## 3. 障がい者福祉推進事業

### (1) 障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者

(平成31年3月31日現在 単位:人)

等 級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	肝臓	免疫	小腸	合計
1 級	10	2	0	72	85	28	1	0	3	1	0	202
2 級	13	13	0	66	0	0	1	0	0	2	0	95
3 級	5	10	3	65	25	2	3	3	0	1	0	117
4 級	2	14	5	92	40	0	4	32	0	0	0	189
5 級	3	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	51
6 級	2	16	0	24	0	0	0	0	0	0	0	42
合 計	35	55	8	367	150	30	9	35	3	4	0	696

②療育手帳所持者

区 分	A	B	合計
人 数	56	69	125

③精神障害者保健福祉手帳所持者※ 有効期間内手帳交付者数

等 級	1級	2級	3級	合計
人 数	1	50	50	101

(2) 障がい者等医療助成

① 自立支援医療(更生医療)

身体障がい者が、その障がいを除去・軽減でき日常生活や職業生活に適用するように改善するための医療について、医療費の一部を給付した。

給付決定件数 67 件 扶助費 12,774,890 円

② 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童の身体障がいを除去、軽減する手術等について、医療費の一部を給付した。

給付決定件数 0 件 扶助費 0 円

③ 自立支援医療(精神通院)

精神の疾患により、定期的に通院治療が必要な方に対し、その治療に必要な費用を公費で負担する  
自立支援医療に必要な申請の受付等を行い、京都府へ進達した。

受給者数 206 人

(平成31年3月31日現在有効期限内受給者)

④ 自立支援医療(特別対策事業)

在宅酸素療法を受けている呼吸器機能障害3級所持者及びストーマ周辺の感染防止等のための治療を受けているぼうこう・直腸機能障害3級所持者に対し、当該医療に係る医療費の一部を給付した。

件数 2 件 扶助費 449,870 円

(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

① 自立支援給付(介護・訓練)

介護・訓練給付費等を給付した。

(単位:人、円)

サービス名称	延べ人数(年間)	支出額
居宅介護	679	80,965,195
重度訪問介護	97	27,747,062
同行援護	0	0
行動援護	61	6,216,323
重度障害者等包括支援等	0	0
生活介護	380	102,992,877
施設入所支援	157	19,044,956
短期入所	175	8,752,087
療養介護	12	3,194,690
共同生活介護	0	0

サービス名称	延べ人数(年間)	支出額
共同生活援助	183	33,996,954
宿泊型自立訓練	2	168,043
自立訓練(機能訓練)	0	0
自立訓練(生活訓練)	37	4,796,145
就労移行支援	47	6,208,420
就労継続支援(A型)	115	13,396,914
就労継続支援(B型)	272	31,270,551
特定障害者特別給付費	330	2,827,088
計画相談支援給付費	354	4,824,422
合計	2,901	346,401,727

②自立支援給付費(補装具)

失われた身体機能を補うための補装具の購入・修理について、費用の一部を支給した。

(単位:件、円)

種 目	購 入	修 理	公費負担額
義 肢	0	0	0
装 具	1	3	64,659
座 位 保 持 装 置	0	1	3,420
盲 人 安 全 つ え	1	0	5,103
義 眼	0	0	0
眼 鏡	1	0	18,000
補 聴 器	4	1	243,002
車 椅 子	3	10	1,277,224

種 目	購 入	修 理	公費負担額
電 動 車 椅 子	0	2	192,518
座 位 保 持 椅 子	0	0	0
起 立 保 持 具	0	0	0
歩 行 器	0	0	0
頭 部 保 持 具	0	0	0
排 便 補 助 具	0	0	0
歩 行 補 助 つ え	0	1	16,768
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0
合 計	10	18	1,820,694

(4) 児童福祉法に基づく障害児給付費等

障がい児が、日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を受けるために要する費用について、公費負担を行った。

(単位:人、円)

サ ー ビ ス 名 称	延べ人数(年間)	支 出 額
児 童 発 達 支 援	225	7,022,959
医 療 型 児 童 発 達 支 援	0	0
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	454	32,670,463
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	0	0
保 育 所 等 訪 問 支 援	0	0
障 害 児 相 談 支 援	127	2,172,251
合 計	806	41,865,673

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がい者及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行った。

委託料 6,548,500 円

委託先 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所  
 指定相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」  
 乙訓ひまわり園相談支援事業所  
 こらぼねっと相談支援センター

②意思疎通支援事業

中央公民館において手話教室(入門編)を実施した。

実施回数 12回 受講者 5名 報償費 98,000 円

聴覚障がい者の社会参加等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣した。

派遣回数 135回 派遣時間 280時間05分 報償費 291,525 円

③重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業

重度障がい児者の入院時に医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣した。

利用者 3名 扶助費 450,000 円

④日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具を給付した。

(単位:件、円)

区分	種目	件数	公費負担額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1	154,000
	特殊マット	1	19,600
	入浴担架	1	82,400
	体位変換器	1	5,832
	移動用リフト	1	50,544
自立生活支援用具	入浴補助用具	2	119,160

区分	種目	件数	公費負担額
	移動・移乗支援用具	1	54,000
	頭部保護帽	1	8,316
在宅療養等支援用具	盲人用体温計(音声式)	1	8,100
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	1	88,980
排泄管理支援用具	ストーマ装具※	297	2,655,556
	紙おむつ等※	104	1,176,099
合	計	412	4,422,587

※ 1か月分を1件として計上

⑤移動支援事業

移動が困難な障がい者等について自立生活及び社会参加を促すため、外出の支援を行った。

扶助費 13,218,994 円

(単位:人、時間)

	身体障がい者分	知的障がい者分	精神障がい者分	難病患者分	児童	合計
実利用者	16	20	1	0	8	45
年間延利用時間	2,094.75	1,611.25	119.5	0	1,476.50	5302

⑥地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター事業を行った。

扶助費 10,954,858 円

⑦入浴サービス事業

施設における入浴サービスを提供した。

利用者 11名 延利用回数 404 回

扶助費 2,720,000 円

⑧日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供した。

利用者 16名 延利用時間数 1,210 時間

扶助費 1,164,179 円

⑨手話奉仕員養成研修事業

乙訓二市一町共同で手話奉仕員養成講座(基礎編)を実施した。

受講者 4名 実施回数 14 回

報償費 51,037 円

(6) 施設運営補助等

①乙訓福祉施設事務組合

乙訓若竹苑、乙訓ポニーの学校、障害支援区分認定審査会、乙訓障がい者虐待防止センター、乙訓障がい者基幹相談支援センターを運営する

乙訓福祉施設事務組合の運営費を負担した。

負担金 33,656,000 円

②民間心身障害者福祉施設運営補助

乙訓圏域で障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人の運営費等を補助した。

補助金 2,595,839 円

③障害者共同作業所等運営補助

心身障害者共同作業所等の運営費を補助した。

補助金 2,203,592 円

④福祉ホーム補助

福祉ホームの運営費を補助した。

補助金 766,600 円

(7) 各種助成制度

①心身障害者扶養共済制度補助

心身障がい者に終身一定の年金を給付する制度で、加入した保護者に対し掛金の一部を補助した。

利用者 3名 交付件数 10 件 扶助費 270,000 円

②福祉タクシー助成事業

障がい者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を補助した。

交付件数 309 件 扶助費 2,278,900 円

③身体障害者等診断書料助成

身体障害者手帳の申請時に要する診断書料の全部又は一部を助成した。

交付件数 86 件 扶助費 172,000 円

④障害者福祉サービス等利用助成事業

京都府との協調事業として、障害者総合支援法における利用負担額の月額上限額を国基準より引き下げることで利用者負担の軽減を図った。

(単位:件、円)

事業種別	件数	金額
補装具費利用者負担軽減事業	1	14,909
自立支援医療者負担緩和事業	37	513,133
自立支援医療(精神通院)に係る負担分	-	96,939
合計	38	624,981

⑤高額障害者福祉サービス事業

複数のサービスを利用することで合算額が上限額を超える場合、超えた額を補助した。

交付件数 25 件 扶助費 86,863 円

(8) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定調査を実施し、障害支援区分の認定を行った。

障害支援区分認定調査(※) : 2事業者に委託

認定調査委託件数 11 件 委託料 47,520 円

障害支援区分認定審査会 : 乙訓福祉施設事務組合において実施

認定件数 43 件 (単位:件)

※ 認定件数43件のうち、11件を委託、残り32件は職員が調査

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
認定件数	0	0	5	7	3	8	20	43

(9) 障がい者啓発事業等

街頭啓発を12月3日に町内各所で実施した。

(10) 相談支援事業

障がいのある方の生活相談について、偶数月は第2木曜日、奇数月は第2水曜日に実施した。(相談員:大山崎町社会福祉協議会、アンサンブル)  
京都府の身体障害者巡回更生相談(耳鼻科)について、7月19日に大山崎ふるさとセンターで実施した。

(11) 団体支援

各種福祉団体に対して補助金を交付した。

[身体障害者協会]	補助金	161,000 円
[知的障害者育成会]	補助金	65,400 円

(12) 団体事業支援

①障がい者スポーツ大会(10月27日)  
実行委員会に対して補助金を交付した。補助金 62,000 円

②障害者ふれあい広場(5月20日)  
乙訓ブロックとして参加した。補助金 63,552 円

(13) 障がい者虐待防止対策事業

①乙訓障がい者虐待防止センター  
障害者虐待防止法の施行により、乙訓障がい者虐待防止センターを二市一町で設置し、障がい者虐待の防止や早期発見、相談、支援等を行った。

養護者による虐待に関する相談、通報件数	3件(大山崎町分)		
福祉施設従事者による虐待に関する相談、通報件数	2件(大山崎町分)		

②障がい者虐待防止一時保護事業  
虐待により重大な危険が生じる恐れがある場合、障がい者の保護を行った。件数 0 件

(14) 第3次大山崎町障がい者(児)計画の推進

計画の進捗状況の確認と今後の計画推進方策について話し合うため、会議を開催した(3月19日)。報償費 80,000 円

(15) その他の福祉事業

①健康福祉まつり  
「大山崎町健康福祉まつり」を11月4日に開催した。

②聴こえの教室  
聴こえの教室を開催した。7月19日(参加者17名)、12月6日(参加者6名)、3月5日(参加者12名) 報償費 60,000 円

# 国民年金事務費

## 健康課

国民年金制度は、これまで数々の改善が行われ、公的年金制度の土台としての役割を担っている。また急速な少子・高齢化が進み、公的年金の収入が住民の老後生活を支え、欠くことのできない存在となっている。

今後とも納付に関する奨励の強化、無年金者の解消を図り、年金受給権の確保と行政サービスの向上に努め、加入者が将来の年金制度に不安を抱くことなく、健康で明るく豊かな老後の生活を営めるよう住民の理解を得ていく。

### (1) 拠出制国民年金関係

#### ① 被保険者数及び異動状況

(単位:人)

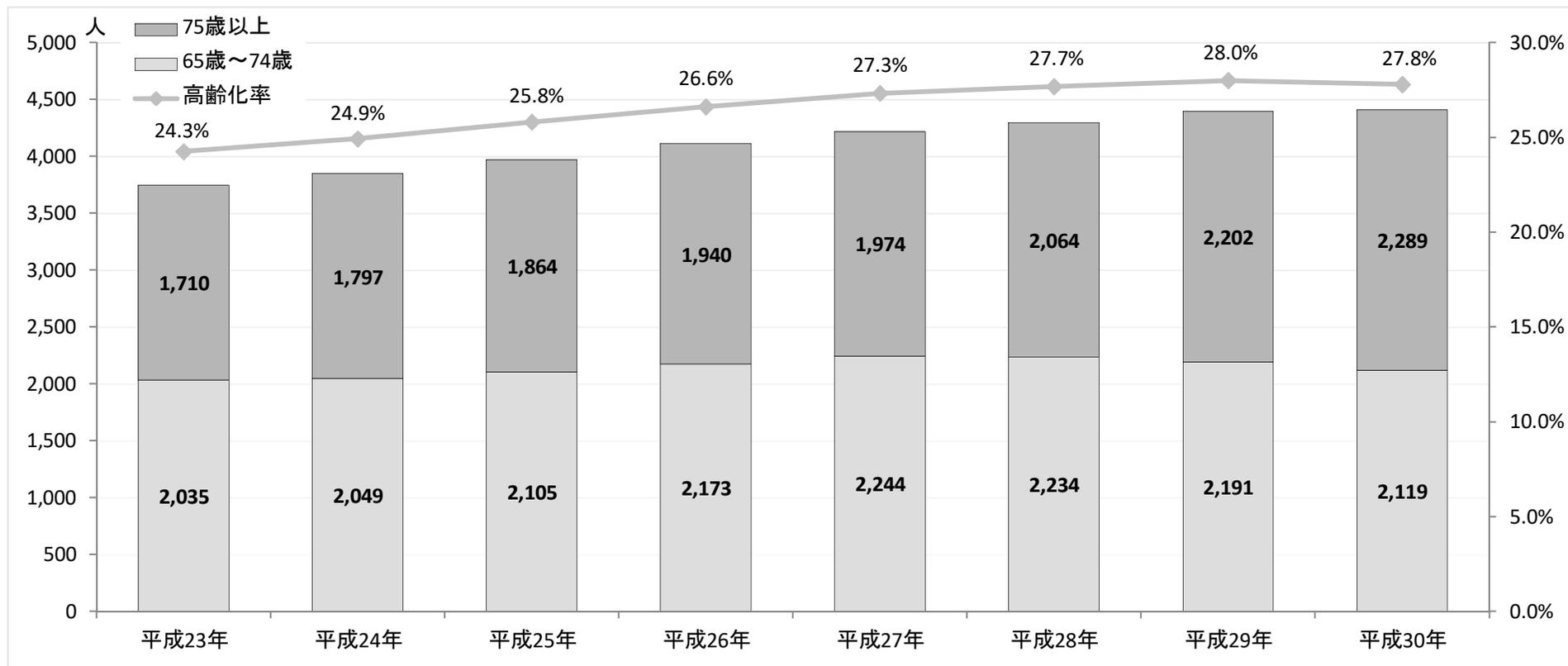
29年度末被保険者数	30年度中の異動状況					30年度末被保険者数
	資格取得	転入	転出	資格喪失	増減	
2,915	767	155	159	806	▲ 43	2,872

#### ② 被保険者の種類別内訳

(単位:人)

第1号	任意	第3号	計	法定免除	申請免除				納付猶予	学生納付特例	付加保険料加入者	
					全額	3/4	半額	1/4			任意	強制
1,650	28	1,194	2,872	105	182	17	11	2	64	230	86	0

1. 高齢者人口の推移



(各年4月1日現在)

		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
人口総数		15,441		15,430		15,379		15,453		15,436		15,525		15,711		15,863	
高齢者人口	65歳以上	3,745	24.3%	3,846	24.9%	3,969	25.8%	4,113	26.6%	4,218	27.3%	4,298	27.7%	4,393	28.0%	4,408	27.8%
	うち 65歳～74歳	2,035	13.2%	2,049	13.3%	2,105	13.7%	2,173	14.1%	2,244	14.5%	2,234	14.4%	2,191	13.9%	2,119	13.4%
	75歳以上	1,710	11.1%	1,797	11.6%	1,864	12.1%	1,940	12.6%	1,974	12.8%	2,064	13.3%	2,202	14.0%	2,289	14.4%

## 2. 在宅福祉事業

事業名	内 容	区 分	決算額	内 訳
①給食サービス	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で調理が困難な者に対し、給食(昼食)を宅配するとともに、安否確認を行った。	委託料	1,144,850円	利用者数 44人 発注数 3,271食
②寝具丸洗い乾燥サービス	ひとり暮らし高齢者、要介護の高齢者等に寝具の丸洗い乾燥サービスを実施した。	委託料	81,000円	申請件数 26件
③緊急通報装置事業	ひとり暮らし高齢者等で、緊急通報装置の設置が必要な者に機器の給付をした。また、概ね5年を経過した機器について保守を実施した。	委託料	132,948円	機器保守 8台
		扶助費	312,100円	新規設置者 5人

## 3. 施設福祉事業

①養護老人ホーム措置事業	身体上、精神上、環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所を措置した。	扶助費	2,181,052円	長生園 1人
②高齢者緊急一時保護措置事業	虐待等により緊急保護する必要がある高齢者を高齢者施設に一時的に措置した。	委託料	197,680円	利用者数 2人

## 4. 老人福祉推進事業

①敬老会(9月14日)	大山崎町体育館において70歳以上の高齢者を対象として開催した。	賃金	37,180円	参加者数 約400人
		報償費	542,000円	
		需用費	76,043円	
		役員費	5,580円	
		委託料	1,018,954円	
		使用料及び賃借料	162,000円	
②老人クラブ助成	老人クラブ活動費を助成した。	補助金	554,000円	7クラブ、309人
③生きがい対策事業	高齢者が充実した高齢期を過ごすための生きがいづくりに対する活動費を助成した。	補助金	270,000円	
④シルバー人材センター運営補助	高年齢労働能力活用の推進を図るため、シルバー人材センターの運営費を補助した。	補助金	2,500,000円	
⑤老人福祉センター指定管理	平成19年4月より指定管理者施設として大山崎社会福祉協議会に委託し、高齢者の健康と生きがいの場・やすらぎの場として、運営を行っている。	委託料	16,764,000円	

## 5. 介護保険関連事業

①介護保険社会福祉法人利用者負担軽減補助	社会福祉法人が利用者負担減免を行った場合に補助した。	補助金	78,840円	対象者数 1人
②介護予防安心住まい改修助成	介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に住宅改修費用を一部助成した。	扶助費	0円	申請件数 0件
③介護保険事業特別会計への繰出	介護保険事業特別会計繰出金	繰出金	230,386,000円	

## 6. 老人医療事業

①老人医療助成	65歳以上70歳未満のひとり暮らし高齢者、所得税非課税世帯高齢者等の医療費の一部を助成した。	扶助費	3,078,376円	受給者数97人 (平成30年8月1日現在)
---------	--	-----	------------	--------------------------

## 7. 後期高齢者医療制度関連事業

①後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療被保険者の療養給付費に係る市町村負担金を支出した。	負担金	148,076,125円	
②後期高齢者医療人間ドック補助金	後期高齢者医療制度被保険者が人間ドックを受診される場合の受診費用の一部を補助した。	補助金	1,358,670円	助成者数 47人
③後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出	後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	繰出金	56,954,417円	事務費繰出金 25,456,000円 保険基盤安定繰出金 31,498,417円

# 児童福祉総務費

## 福祉課

### 1. 認可外保育所助成事業

#### (1) 認可外保育所等入所乳幼児助成金

保育所の入所要件を満たしながら、保育所へ入所できない生後57日以上満3歳未満の乳幼児を対象に、その乳幼児の保育を認可外保育所等に委託する保護者に対して、助成金を支給する。

受給者数	9人	支給総額	722,600円
------	----	------	----------

### 2. 児童手当支給事業

#### (1) 児童手当

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもを養育する保護者に対して手当を支給する。

6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分をそれぞれ支給する定時払いと、転出などによる受給資格消滅者に対して消滅月までの手当を支給する随時払いがある。

(受給者数は、平成31年2月末現在)

区 分	受給者数 (兄弟姉妹の重複あり)	手 当 月 額	児 童 手 当 の 額 の 基 礎 と な る 延 べ 児 童 数			支 給 額	
			第 1 子	第 2 子	第 3 子 以 降		
3 歳 未 満	被 用 者	353 人	15,000 円	2,606 人	1,233 人	500 人	65,085,000 円
	非 被 用 者	30 人	15,000 円	197 人	165 人	105 人	7,005,000 円
3 歳 以 上 小学校修了 前	被 用 者	666 人	10,000円 第3子以降は15,000円	5,723 人	4,774 人	1,476 人	127,110,000 円
	非 被 用 者	150 人	10,000円 第3子以降は15,000円	1,213 人	930 人	239 人	25,015,000 円
中 学 生	被 用 者	286 人	10,000 円	2,290 人	1,331 人	98 人	37,190,000 円
	非 被 用 者	67 人	10,000 円	535 人	296 人	61 人	8,920,000 円
特 例 給 付	被 用 者	92 人	5,000 円	810 人	657 人	144 人	8,055,000 円
	非 被 用 者	6 人	5,000 円	70 人	38 人	4 人	560,000 円
合 計	1,650 人			13,444 人	9,424 人	2,627 人	278,940,000 円

### 3. 母子等福祉対策事業

#### (1) 児童扶養手当

父母の離婚等により児童を養育している父もしくは母のいずれか、または父母に代わって児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。父または母が重度障害の状態にある児童を養育している方も対象となる。ただし、一定の所得限度額を超えたり、事実婚である場合等は支給されない。

受給者数	103人	(平成31年3月末現在)
------	------	--------------

#### (2) 特別児童扶養手当

心身に障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。ただし、一定の所得限度額を超えたり、児童が施設等に入所している場合は支給されない。

受給者数	29人	(平成31年3月末現在)
------	-----	--------------

#### (3) 大山崎町児童育成支援手当

平成30年度住民税非課税世帯(生活保護を受けている世帯を除く)で、以下のア、イのいずれかに該当する方に支給する。

ア. ひとり親家庭 両親またはどちらか一方が欠けている児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

イ. 障害児扶養家庭 心身に障害のある児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

世帯類型	受給者数	支給額
ひとり親家庭	57人	1,608,000円
障害児扶養家庭	1人	36,000円
計	58人	1,644,000円

(受給者数は、平成31年3月末現在)

#### (4) 京都府母子家庭奨学金

乳幼児・小学生・中学生・高校生がいる母子世帯に支給される。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

受給者数	122世帯
------	-------

乳幼児	26人	小学生	68人	中学生	43人	高校生	50人	専修学校	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	--

#### 4. 児童福祉推進事業

##### (1) 子育て支援医療費助成制度

この制度は、医療機関での保険診療に係る医療費自己負担分に対する助成制度である。府制度として、平成27年9月診療分から、3歳到達月までの通院と中学校修了前(拡充前は小学校修了前)までの入院について、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成、及び中学生(拡充前は小学生)の通院1ヶ月3,000円を超える医療費の自己負担額を助成する制度に拡充した。それに伴い、町単独制度も府制度の途切れる3歳到達月翌月から小学校修了前(拡充前は小学校就学前)までの通院に対して、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成する制度に拡充した。

##### ○受給者

満3歳未満	516人
3歳以上小学校修了前	1,373人
中学生	414人
計	2,303人

(平成31年3月末現在)

##### ○医療費

府制度	9,377件	21,936,967円
町単独制度	15,993件	24,665,461円
医療費支給総額	25,370件	46,602,428円

##### (2) 大山崎町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受ける児童等の適切な保護を図るため関係機関により構成される「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設置。平成30年度には、代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議を22回開催した。

##### (3) 子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童や緊急一時的に保護する必要がある母子について、児童福祉施設等を利用する事業を行う。

事業名	対象事由	延べ利用日数
ショートステイ事業	児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難である場合等(短期入所生活援助事業)	10日
トワイライトステイ事業	児童の保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在になることにより家庭で養育することが一時的に困難になる場合(夜間養護等事業)	0日
計		10日

##### (4) 養育支援育児・家事援助事業

子育てに困難を抱える家庭に対して、町から訪問支援者を自宅に派遣し、育児・家事の援助を行い、子どもの養育環境の改善を図る。

訪問世帯数	2世帯	延べ訪問件数	13件
-------	-----	--------	-----

(5) ファミリー・サポート・センター事業

地域で安心して子育てできる環境をつくるため、町内において子育ての援助を行いたい者(提供会員)と子育ての援助を受けたい者(依頼会員)との相互援助活動に関する連絡・調整をする事業を行う。

○登録会員数

依頼会員	48人
提供会員	15人
両方会員	3人
計	66人

(平成31年3月末現在)

○活動状況

内 容	件 数
保育施設等開始前・終了後の預かり、送迎	168件
学校または放課後児童クラブ終了後の預かり	63件
その他	42件
計	273件

(6) 児童福祉施設管理事業

都市公園法に基づく都市公園や児童福祉法に基づく児童遊園に該当しない小規模な遊び場を設置している。

山寺簡易児童公園	555㎡
----------	------

(7) 地域型保育給付費補助事業

近年の共働き世帯の増加による保育所ニーズの高まりに加え、町内の宅地開発等による子育て世帯の流入増に伴い、待機児童対策の受け皿整備として、平成29年度から小規模保育施設2ヶ所を開設した。小規模保育施設に入所している児童については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に保育に要する費用に充てるため、町から施設へ給付費を支出する(法定代理受領)する仕組みになっている。(保育料は施設が直接徴収する)

	定員	対象年齢	補助金
京 都 が く え ん 保 育 園	18人	1歳～2歳	29,129,130円
ひかり保育園大山崎町	12人	6ヶ月～2歳	25,137,260円

(8) 病児・病後児保育事業

乳幼児及び病気またはケガや病気の回復期で、まだ保育所や小学校などに通えない期間、保護者が仕事など家庭で保育ができない場合に、専用の保育室で保育を行う。また、保育所などの登園中の急な発熱等に、保護者の依頼により代わりに迎えに行き、保育を行う送迎サービスも実施した。

ひかり保育園大山崎町病児保育室      委託料      10,348,000円      延べ利用人数      109人(うち、送迎サービス利用人数 2人)

(9) 民間保育所整備等事業

喫緊の課題である待機児童問題の速やかな解消、また、民間活力を導入することにより、多様なニーズに応えるサービスの充実・向上を図り、子育て支援をさらに進めるために、民間保育所の整備を進める中、事業者が行う施設整備工事等に対して、費用の一部を補助した。

社会福祉法人端山園	民間保育所整備事業補助金	299,935,000円
	地域子育て支援拠点事業(開設準備)補助金	4,000,000円
	一時預かり事業(開設準備)補助金	4,000,000円
	保育所等ICT化推進事業補助金	875,000円

**5. 子育て支援センター事業**

(1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター「ゆめほっぺ」)

平成21年10月、町立中央公民館内に大山崎町子育て支援センター「ゆめほっぺ」を設置、オープンした。現在は、大山崎町保健センターで開所している。「ゆめほっぺ」は、小学校入学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を行う場としての機能はもとより、育児に関する相談や子どもの健康に関する相談なども実施している。

○月別来場組数

平成30年4月	298組	7月	343組	10月	475組	平成31年1月	469組	
5月	350組	8月	459組	11月	498組	2月	518組	
6月	374組	9月	392組	12月	343組	3月	523組	
							年間平均	420組

○開催行事

通年開催：プチママさんのしゃべり場、マタニティさん、プチママさんソーイング、みんなでランチ、絵本の読み聞かせ、ベビーマッサージ等

随時開催：年初めの記念手形作り、消しゴムハンコ作り、子育てママのためのミニマネー講座、前向き子育てプログラム等

保 育 所 費	福 祉 課
---------	-------

町立保育所において、乳児保育、延長保育、障害児保育、子育てサポートセンター事業、一時保育の実施など、保育サービスを提供している。

(1) 定員および月平均保育人員・年間月延べ保育人員

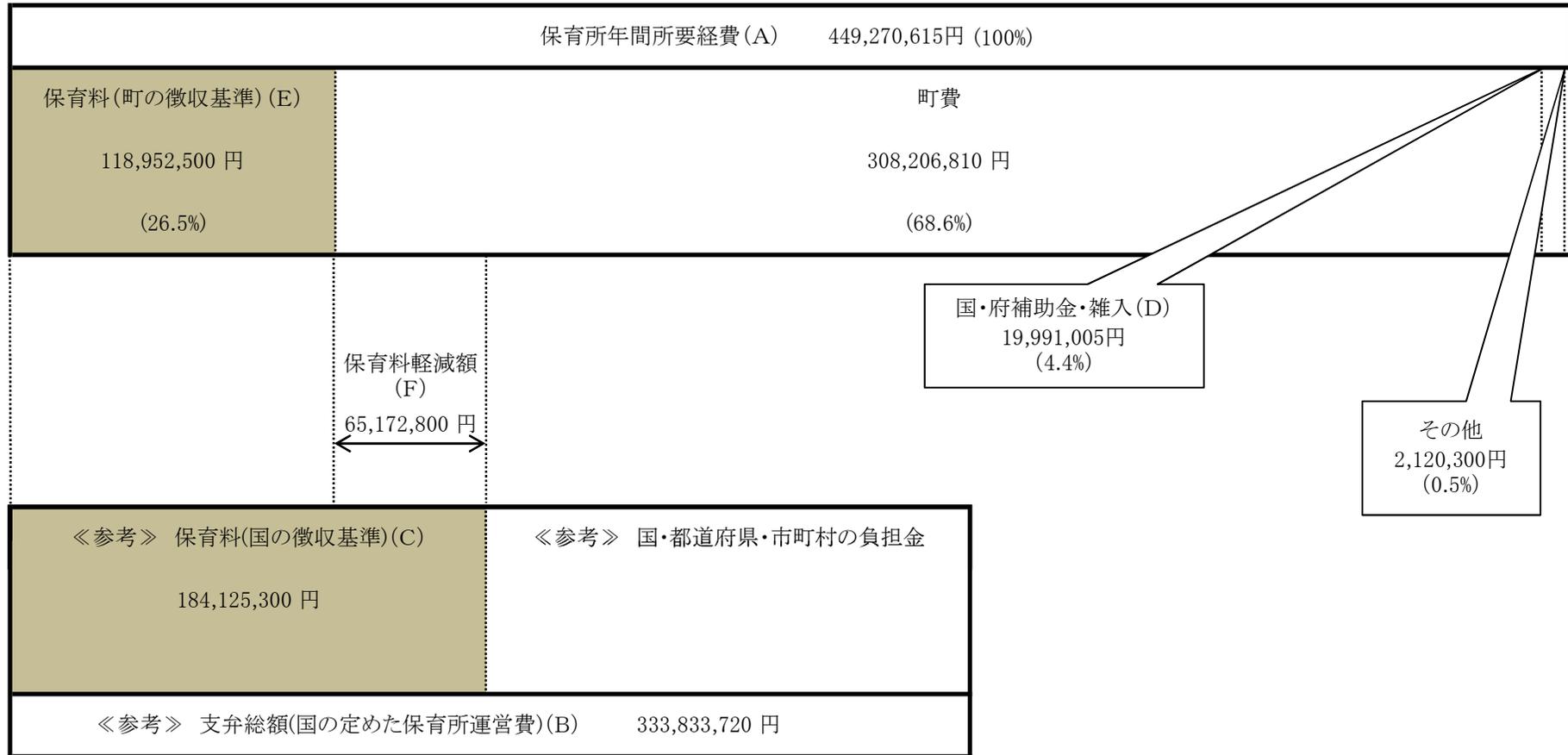
	開 所	定 員	月 平 均 保 育 人 員	年 間 月 延 べ 保 育 人 員		
				乳 児	幼 児	合 計
町立大山崎町保育所	昭和32年(同57年移転)	120人	143人	719人	996人	1,715人
町立第2保育所	昭和48年	100人	129人	550人	996人	1,546人
町立第3保育所	昭和51年	90人	124人	590人	898人	1,488人
合 計		310人	396人	1,859人	2,890人	4,749人

## (2) 保育所運営経費総計表

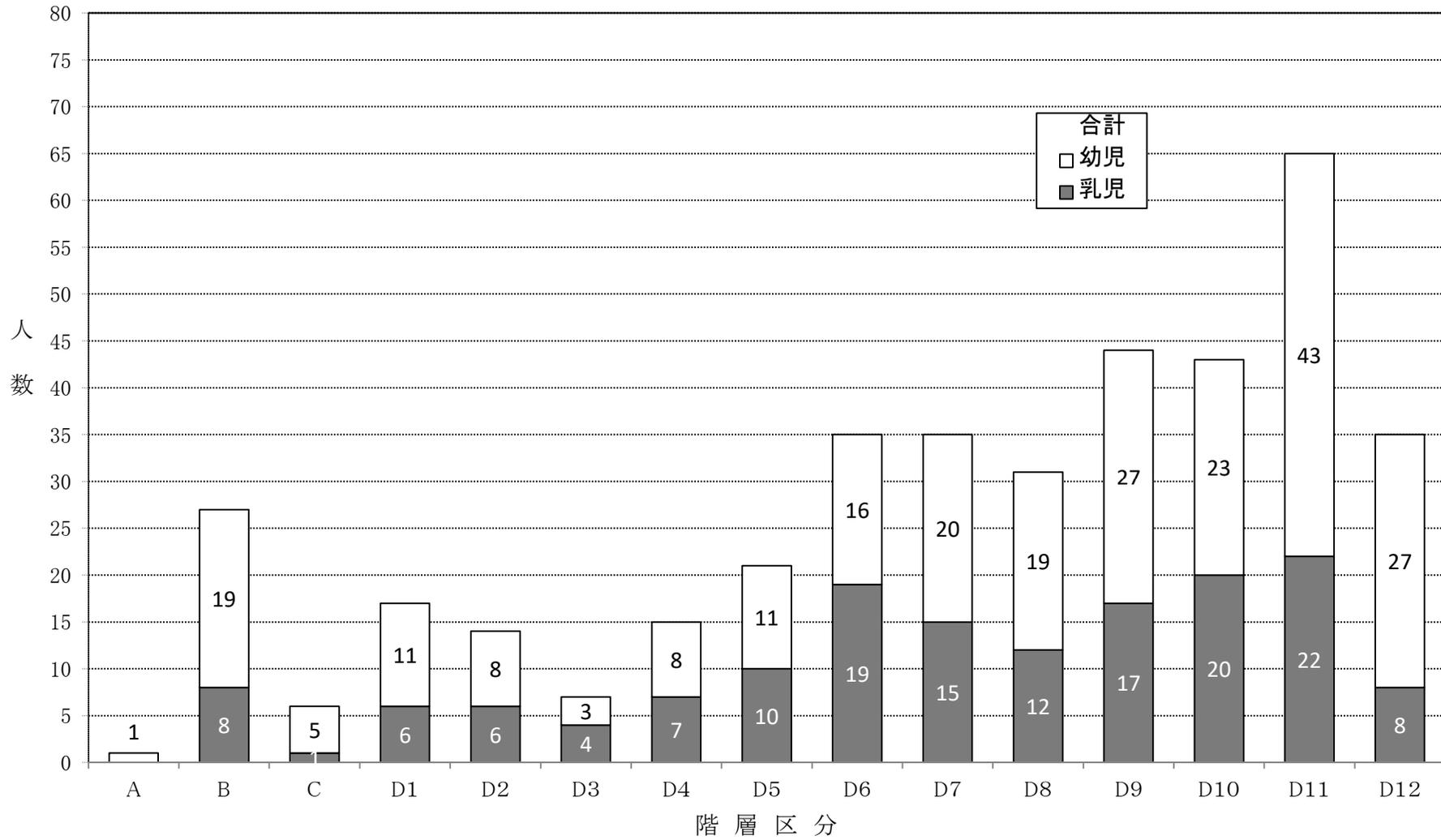
区 分	年 度	平成 30 年度 決算 額	参 考	
			平成 29 年度 決算 額	平成 28 年度 決算 額
保育所数・定員・保育料徴収年間月延べ人員		3カ所・310人・4,749人	3カ所・310人・4,601人	3カ所・310人・4,860人
年間所要経費（決算額）	A	449,270,615円	438,390,682円	452,083,708円
支 弁 総 額	B	333,833,720円	319,815,130円	348,606,230円
保 育 料（国の徴収基準）	C	184,125,300円	146,842,560円	150,127,520円
国・府補助金・雑入等	D	19,991,005円	11,659,403円	9,167,835円
保 育 料（町の徴収基準）	E	118,952,500円	107,894,600円	111,911,500円
保育料（国の徴収基準と町の徴収基準との差額） （ C - E ）	F	65,172,800円	38,947,960円	38,216,020円
乳幼児1人当たりの年間平均 所 要 経 費	$\left[ \frac{A}{\text{保育人員}} \right]$	1,134,522円	1,141,642円	1,116,256円
乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料 軽 減 額	$\left[ \frac{F}{\text{保育人員}} \right]$	164,578円	101,427円	94,361円
乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料（国の基準）	$\left[ \frac{C}{\text{保育人員}} \right]$	464,963円	382,403円	370,685円
乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料（町の基準）	$\left[ \frac{E}{\text{保育人員}} \right]$	300,385円	280,976円	276,325円

(3) 保育所運営経費のしくみ

( )内は構成比



(4) 町立保育所入所児童の保育料階層別人数(町の基準)



(平成31年3月1日現在)

(5) 一時保育事業

家庭における保育が一時的に困難な時に乳幼児の保育を行う。大山崎町保育所で実施。

事業名	対象事由	利用日数	延べ利用日数
非定型的保育サービス	保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合	週3日間を限度	527日
緊急保育サービス	保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合	継続25日間を限度	397日
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合	月2日間を限度	352日
計			1276日

※保護者とともに町内に住所を有し居住している、保育所入所要件に該当しない、健康で集団保育が利用可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの乳幼児が対象。

(6) 子育てサポートセンター事業

保育所が、保育に関する専門性を生かして、地域の子育て相談事業を実施することにより、地域に最も密着した児童福祉施設としての役割を果たすとともに、地域における子育て支援をより一層推進するため、子育てサポートセンターを保育所に設置する。

保育所名	事業内容		年間開催回数	延べ来場組数
大山崎町保育所	子育て相談事業	平成30年5月から31年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	49回	66組
	子育てサポート事業	「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事2回(クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。	56回	
第2保育所	子育て相談事業	平成30年5月から31年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	49回	50組
	子育てサポート事業	「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事2回(クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。	56回	
第3保育所	子育て相談事業	平成30年5月から31年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで	49回	36組
	子育てサポート事業	「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事2回(クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。	56回	